別表（第３条関係）

（１） 経営安定対策貸付

ア 経営安定資金（長期）

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>融資目的</td><td>県内中小企業者の経営基盤の安定に必要な長期の事業資金の融通の円滑化を図り、中小企業の経営安定に資する。</td></tr>
<tr><td>融資対象</td><td>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者。
（１）直近期の税務申告決算と直近期の前期以前３期のいずれかの税務申告決算とを比較し、売上高の減少又は経常利益（個人事業者は所得金額とする。）が減少している者
（２）法第２条第５項（経営安定関連特例）に規定する特定中小企業者（セーフティネット認定企業）
（３）最近３箇月間の売上高等が前年同期比５％以上減少している者
（４）直近期の税務申告決算において繰越欠損（個人事業者はマイナスの元入金）を内包している者
（５）本制度を利用中の者で、返済財源が不足するために再調達資金を必要とする場合に、当初融資金額以下で本制度の借換を行う者</td></tr>
<tr><td>資金使途</td><td>運転資金、設備資金</td></tr>
<tr><td>金　　利</td><td>年２．２５％以内</td></tr>
<tr><td>融資限度額</td><td>８，０００万円</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td>１０年以内（うち据置２年以内）</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>取扱金融機関の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>担保・保証人</td><td>取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>保　証　料</td><td>保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の９段階の中から設定する。　（融資額に対する年率）
<table>
<tr><td>カテゴリ</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr>
<tr><td>有担保</td><td>1.20%</td><td>1.10%</td><td>1.00%</td><td>0.90%</td><td>0.70%</td><td>0.65%</td><td>0.60%</td><td>0.50%</td><td>0.35%</td></tr>
<tr><td>無担保</td><td>1.30%</td><td>1.20%</td><td>1.10%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.75%</td><td>0.70%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td></tr>
</table>
ただし、経営安定関連特例保険１号から４号まで、６号を利用する場合は年率０．４５％、同保険５号、７号、８号を利用する場合は年率０．４０％とする。
なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</td></tr>
</table>

項　　目	内　　容
申 込 方 法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法
申　込　先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、 西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱ＵＦＪ銀行、 みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、 九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、 長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合

イ　経営安定資金（短期）

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>融資目的</td><td>県内中小企業者の資金繰りの安定に必要な短期の事業資金の融通の円滑化を図り、中小企業の経営安定に資する。</td></tr>
<tr><td>融資対象</td><td>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者</td></tr>
<tr><td>資金使途</td><td>運転資金、設備資金</td></tr>
<tr><td>金　　利</td><td>年１．８５％</td></tr>
<tr><td>融資限度額</td><td>別枠２，０００万円</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td>１年以内</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>取扱金融機関の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>担保・保証人</td><td>取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>保　証　料</td><td>保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の９段階の中から設定する。　（融資額に対する年率）
<table>
<tr><td>カテゴリ</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr>
<tr><td>有担保</td><td>1.20%</td><td>1.10%</td><td>1.00%</td><td>0.90%</td><td>0.70%</td><td>0.65%</td><td>0.60%</td><td>0.50%</td><td>0.35%</td></tr>
<tr><td>無担保</td><td>1.30%</td><td>1.20%</td><td>1.10%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.75%</td><td>0.70%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td></tr>
</table>
ただし、経営安定関連特例保険１号から４号まで、６号を利用する場合は年率０．４５％、同保険５号、７号、８号を利用する場合は年率０．４０％とする。
なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</td></tr>
<tr><td>申込方法</td><td>取扱金融機関又は保証協会の定める方法</td></tr>
<tr><td>申　込　先</td><td>保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、
西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱ＵＦＪ銀行、
みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、
九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、
長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合</td></tr>
</table>

ウ　経営安定資金（長期設備）

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>融資目的</td><td>県内中小企業の設備投資を後押しするとともに、地域経済の牽引力となる中堅企業や競争力強化を目指す企業の前向きな設備投資を支援する。</td></tr>
<tr><td>融資対象</td><td>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業のうち、次の各号のいずれかに該当する設備投資を行う者
(1)工場、倉庫、店舗、事務所等を新築、増築、改築又は改装しようとする者
(2)構築物、機械、装置等を新設、増設、更新又は改造しようとする者
(3)資材置場、駐車場用地等、事業に係る土地取得を主目的とする者又は(1)及び(2)を目的とする土地取得を行う者</td></tr>
<tr><td>資金使途</td><td>設備資金
運転資金
ただし、運転資金は、設備投資に伴い必要となるつなぎ資金の決済資金に限るものとする。</td></tr>
<tr><td>融資限度額</td><td>別枠１億円</td></tr>
<tr><td>金　　利</td><td>年２．４５％以内</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td>１５年以内（うち据置２年以内）</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>取扱金融機関の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>担保・保証人</td><td>取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>保　証　料</td><td>保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の９段階の中から設定する。　（融資額に対する年率）
<table>
<tr><td>カテゴリ</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr>
<tr><td>有担保</td><td>1.20%</td><td>1.10%</td><td>1.00%</td><td>0.90%</td><td>0.70%</td><td>0.65%</td><td>0.60%</td><td>0.50%</td><td>0.35%</td></tr>
<tr><td>無担保</td><td>1.30%</td><td>1.20%</td><td>1.10%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.75%</td><td>0.70%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td></tr>
</table>
ただし、経営安定関連特例保険１号から４号まで、６号を利用する場合は年率０．４５％、同保険５号、７号、８号を利用する場合は年率０．４０％とする。
なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</td></tr>
<tr><td>申込方法</td><td>取扱金融機関又は保証協会の定める方法</td></tr>
<tr><td>申　込　先</td><td>保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、
西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱ＵＦＪ銀行、
みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、
九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、
長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合</td></tr>
<tr><td>取扱期間</td><td>平成２５年４月１日から令和１０年３月３１日の保証承諾分まで</td></tr>
</table>

エ　経営安定資金（経営力強化）

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>融資目的</td><td>国の全国統一制度である経営力強化保証制度に準拠し、中小企業者が持続的な売上拡大や賃金アップ等の実現に向け、金融機関や認定経営革新等支援機関からの、事業計画の策定支援や継続的な経営支援を受けながら、経営力の強化を図る。</td></tr>
<tr><td>融資対象</td><td>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、金融機関及び中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく認定を受けた経営革新等支援機関の支援を受けながら、経営力の強化を図る者</td></tr>
<tr><td>資金使途</td><td>運転資金、設備資金
ただし、経営安定関連保証（５号）の場合については、経営の安定に必要な事業資金とし、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限る。</td></tr>
<tr><td>融資限度額</td><td>別枠５，０００万円</td></tr>
<tr><td>金利</td><td>年１．３０％</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td>運転資金　５年以内（うち据置１年以内）
設備資金　７年以内（うち据置１年以内）
ただし、県制度融資からの借換えの場合は、それぞれ１０年以内（うち据置１年以内）とする。</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>取扱金融機関の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>担保・保証人</td><td>取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>保証料</td><td>保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の９段階の中から設定する。
（融資額に対する年率）
<table>
<tr><td>カテゴリ</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr>
<tr><td>有担保</td><td>1.10%</td><td>1.00%</td><td>0.90%</td><td>0.70%</td><td>0.65%</td><td>0.60%</td><td>0.50%</td><td>0.35%</td><td>0.35%</td></tr>
<tr><td>無担保</td><td>1.20%</td><td>1.10%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.75%</td><td>0.70%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td><td>0.45%</td></tr>
</table>
ただし、経営安定関連保証（５号）を利用する場合は年率０．４０％とする。なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。また、保証協会の定める要件を満たし、保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択する事業者については、上記保証料率から所定の料率を割増する。</td></tr>
<tr><td>申込方法</td><td>取扱金融機関又は保証協会の定める方法</td></tr>
<tr><td>申込先</td><td>商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、
西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱ＵＦＪ銀行、
みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、
九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、
長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合</td></tr>
</table>

（２） 小規模企業者等対策貸付

ア 小規模企業者支援資金

項　　目	内　　容
融資目的	責任共有制度導入による小規模企業者への影響を緩和するため、責任共有制度対象外の国の全国統一保証制度である「小口零細企業保証」を活用した県制度を創設することにより、県内小規模企業者の事業資金の調達を確保し、もって経営の安定に資する。
融資対象	保証協会の保証による借入れが、この資金の借入れを含めて２，０００万円を超えない者であって、次のいずれかに該当する者 （１）県内において事業を継続し、県税を完納している小規模企業者（法第２条第３項第１号から第６号までに規定する小規模企業者に係るものに限る。） （２）小規模企業者（法第２条第３項第１号から第６号までに規定する小規模企業者に係るものに限る。）のうち、特別小口保険を利用する者は、県内で同一の業種に係る事業を１年以上継続して行い、源泉徴収による所得税以外の所得税（法人である場合は法人税）、事業税又は県民税若しくは市町村民税の所得割（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による障害者控除額、老年者控除額又は寡婦控除額を控除されたことにより、県民税又は市町村民税の所得割の税額がなくなった者である場合は均等割、法人である場合は法人税割）のいずれかについてこの資金の借入申込日以前１年間において納期（延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。）が到来した税額がある者であって、かつ、当該税額（延納、納税の猶予又は納期限の延長があった場合は、これに係る期限がこの資金の借入申込日の翌日以降に到来するものを除く。）を完納している者
資金使途	運転資金、設備資金
融資限度額	２，０００万円
金　　利	年２．１０％以内
融資期間	運転資金　　７年以内（うち据置１年以内） 設備資金　１０年以内（うち据置２年以内）
償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。
担保・保証人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>保　証　料</td><td>保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の９段階の中から設定する。　（融資額に対する年率）
<table>
<tr><td>カテゴリ</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr>
<tr><td>有担保</td><td>1.50%</td><td>1.35%</td><td>1.20%</td><td>1.05%</td><td>0.90%</td><td>0.85%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.40%</td></tr>
<tr><td>無担保</td><td>1.60%</td><td>1.45%</td><td>1.30%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.95%</td><td>0.90%</td><td>0.70%</td><td>0.50%</td></tr>
</table>
ただし、経営安定関連特例保険１号から８号及び特別小口保険を利用する場合は年率０．４５％とする。
なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</td></tr>
<tr><td>申　込　方　法</td><td>取扱金融機関又は保証協会の定める方法
ただし、融資対象（２）については、信用保証委託申込書に所得税（法人税）、県民税又は市町村民税のいずれかの過去１年間の納税証明書を添付する。</td></tr>
<tr><td>申　　込　　先</td><td>保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、
西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱ＵＦＪ銀行、
みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、
九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、
長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合</td></tr>
</table>

イ　下請企業・協同組合振興資金

項　　目	内　　容
融資目的	（１）親事業者等からの発注減少等に伴い、地域経済に大きな影響を及ぼす下請企業の資金調達の円滑化を図り、もって下請企業の経営の安定に資する。 （２）県内の中小企業協同組合、協業組合等の経営の合理化、設備の近代化並びに経営の安定のために必要な資金の融通の円滑化を図り、もって組合の振興に資する。
融資対象	次のいずれかに該当する者 （１）下請企業手形割引あっせん 県内に事業所を有する中小企業者のうち、下請中小企業振興法に基づき、長崎県産業振興財団（以下「振興財団」という。）に登録されている下請事業者が支払条件の悪化により、資金繰りに支障をきたし、手形割引を必要とする者。 ただし、手形割引の範囲は、下請代金としての受取手形又は振興財団のあっせんによる取引にかかる受取手形のうち、支払日が手形振出日から起算して６０日を経過する日以後に到来するもの。 （２）協同組合振興 長崎県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）に加入し、その指導を受けている組合であって、次の全ての要件に該当する組合 ①　転貸資金の場合は、金融事業の規約が規定されている組合 ②　組合専従役職員又はこれに準ずる担当役職員が設置されている組合 ③　行政機関に報告すべき決算関係書類及び届出事項が適切に行われている組合 ④　転貸資金の場合は、組合の理事全員が連帯して保証することができる組合 ⑤　既往の借入金返済が円滑に行われている組合
資金使途	運転資金、設備資金 ただし、融資対象（１）については、運転資金に限る。
金　　利	年２．１５％（１年以内１．８５％）
融資限度額	融資対象（１） ２，０００万円（ただし、協同組合の場合は５，０００万円） 融資対象（２） ５，０００万円（転貸の場合は、一組合員１，０００万円） ただし、知事が特に必要と認める場合知事が認めた額
融資期間	融資対象（１） １２０日（割引期間） 融資対象（２） 運転資金　　７年以内（うち据置１年以内） 設備資金　１０年以内（うち据置２年以内）

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>償 還 方 法</td><td>取扱金融機関の定める方法</td></tr>
<tr><td>担保・保証人</td><td>取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>保　証　料</td><td>融資対象（１）
　原則として保証付きとしない。
融資対象（２）
　必要な場合保証付きとする。
保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の９段階の中から設定する。　（融資額に対する年率）
<table>
<tr><td>カテゴリ</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr>
<tr><td>有担保</td><td>1.20%</td><td>1.10%</td><td>1.00%</td><td>0.90%</td><td>0.70%</td><td>0.65%</td><td>0.60%</td><td>0.50%</td><td>0.35%</td></tr>
<tr><td>無担保</td><td>1.30%</td><td>1.20%</td><td>1.10%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.75%</td><td>0.70%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td></tr>
</table>
なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</td></tr>
<tr><td>申 込 方 法</td><td>融資対象（１）
　別に定める申込書に振興財団の副申書を添えて取扱金融機関に申し込む。
融資対象（２）
　組合は中央会に申し込む。
　申し込みを受けた中央会は内容を審査し、意見を付して取扱金融機関へ申し込む。</td></tr>
<tr><td>申　込　先</td><td>保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、
西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、みずほ銀行、
三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、
伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合</td></tr>
</table>

（３） 緊急資金繰り対策貸付

緊急資金繰り支援資金

項　　目	内　　容
融資目的	取引先の倒産や自然災害による被災など急激な経営環境の変化により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、資金の融通の円滑化による資金繰り支援を行い、当該中小企業者の経営の安定を図る。
融資対象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者 （１）連鎖倒産防止 次のいずれかの要件に該当する者 ①　倒産企業（銀行取引停止処分企業を含む）に対し、売掛金債権等を有する関連中小企業者 ②　知事が特に認めた企業に対し、売掛金債権等を有する関連中小企業者 （２）災害復旧支援 台風、水害等の自然災害により事業所、商品、原材料等に被害を被った者 （３）環境変化対策 災害その他これに準ずるもので知事が認める特別の事由による経営環境の変化等により、経営の安定に支障が生じている者で、知事が認める特定の地域で事業を行っている者又は法第２条第６項の規定により、経済産業大臣が発動する突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象を原因として経営の安定に支障を生じていることについて市町長の認定を受けた者
資金使途	運転資金、設備資金 ただし、融資対象（１）については、運転資金のみ。
融資限度額	融資対象（１）及び（２）は融資対象毎に３，０００万円、融資対象（３）は１億円。 ただし、融資対象（１）については、債権額を限度とし、融資対象（３）については、法第２条第５項の規定により市町長の認定を受けている場合は、別枠で１億円、同条第６項の規定により市町長の認定を受けている場合は、別枠で２億８千万円を限度とする。なお、融資対象（３）において、知事が認める特別の事由による経営環境の変化等に係るものは、他の特別の事由による融資残高とは別に１億円（同条第５項第５号の規定により市町長の認定を受けた場合も同様に別に１億円とする。）とする。
金　　利	年１．６０％
融資期間	運転資金　７年以内（うち据置１年以内） 設備資金１０年以内（うち据置２年以内） ただし、融資対象（３）については、それぞれ１０年以内（うち据置２年以内）とする。

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>償 還 方 法</td><td>取扱金融機関の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>担保・保証人</td><td>取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>保　証　料</td><td>保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の９段階の中から設定する。　（融資額に対する年率）
<table>
<tr><td>カテゴリ</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr>
<tr><td>有担保</td><td>0.80%</td><td>0.70%</td><td>0.60%</td><td>0.50%</td><td>0.30%</td><td>0.25%</td><td>0.20%</td><td>0.10%</td><td>0.00%</td></tr>
<tr><td>無担保</td><td>0.90%</td><td>0.80%</td><td>0.70%</td><td>0.60%</td><td>0.40%</td><td>0.35%</td><td>0.30%</td><td>0.20%</td><td>0.05%</td></tr>
</table>
ただし、経営安定関連特例保険１号から４号、６号又は危機関連特例保険を利用する場合は年率０．０５％、同保険５号、７号、８号を利用する場合は年率０％とし、観光客（韓国）減少にかかる令和元年９月１７日以降の借入については、市町が利子補給（０．４％以上に限る）を行う場合には年率０％とする。</td></tr>
<tr><td>申 込 方 法</td><td>取扱金融機関又は保証協会が定める方法
ただし、融資対象（１）については、売掛金債権等の債権額が確認できる書類を添付する。
融資対象（２）については、自治体が発行する罹災証明書等の被災証明書を添付する。</td></tr>
<tr><td>申　込　先</td><td>保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、
西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱ＵＦＪ銀行、
みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、
九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、
長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合</td></tr>
</table>

（４） 特別対策貸付

ア 再生支援資金

項　　目	内　　容
融資目的	国の全国統一保障制度である事業再生計画実施関連保証制度に準拠し、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「強化法」という。）第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、もって、中小企業の活力の再生を図ることを目的とする。
融資対象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者とする。 （１）独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 （２）認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 （３）特定認証紛争解決手続（強化法第2条第22項に規定）に従って作成された事業再生計画 （４）株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 （５）株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画 （６）私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 （７）自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの （８）中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 （９）独立行政法人中小企業基盤整備機構が強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 （１０）経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 （１１）中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画
資金使途	運転資金、設備資金
融資限度額	５，０００万円
金　　利	年２．１０％以内
融資期間	一括返済の場合　１年以内 分割返済の場合　１５年以内（うち据置１年以内）

<table>
<tr><td>項　　目</td><td>内　　容</td></tr>
<tr><td>担保・保証人</td><td>取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>保証料</td><td>責任共有制度の対象の場合は、保証料率は０．８％とし、県が０．４％に相当する額を補助する。
責任共有制度の対象除外の場合は、保証料率は１．０％とし、県が０．４％に相当する額を補助する。
（融資額に対する年率）
事業再生計画実施関連保証制度
<table><tr><td>区　分</td><td>責任共有対象</td><td>責任共有対象外</td></tr><tr><td>基準保証料</td><td>0.80%</td><td>1.00%</td></tr><tr><td>県補助率</td><td>0.40%</td><td>0.40%</td></tr><tr><td>保証料</td><td>0.40%</td><td>0.60%</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>金融機関の責務及び報告</td><td>（１）金融機関は中小企業者から、四半期に１回、計画の実行状況の報告を受けることとする。
（２）事業再生の計画が融資対象に定める機関、機構又は会議（以下「機関等」という。）の支援に基づき作成されたものである場合、金融機関は当該機関等と連携して、中小企業者に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行うものとする。
（３）金融機関は、原則として３年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告しなければならない。なお、当該報告がなかった場合は、その案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
（４）金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、（事業再生の計画が融資対象に定める機関等の支援に基づき作成されたものである場合にあっては、当該機関等と連携し、）必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。</td></tr>
<tr><td>申込方法</td><td>取扱金融機関及び保証協会の定める方法により、融資対象に規定する計画書を添付して申し込む。</td></tr>
<tr><td>申込先</td><td>保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、
西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱ＵＦＪ銀行、
みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、
九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、
長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合</td></tr>
</table>

イ　地域産業支援資金

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>融資目的</td><td>過疎・離島半島地域の産業振興、地域産業雇用促進に取り組む中小企業者に対し、事業の遂行に必要となる資金の融通の円滑化を図り、県内の産業振興に資することを目的とする。</td></tr>
<tr><td>融資対象</td><td>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者
（１）過疎・離島半島振興
次のいずれかの地域において、事業を継続している者
①　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第２条、第３条、第41条、第42条、第43条に定める過疎地域等
②　半島振興法(昭和60年法律第63号)第２条に定める半島振興対策実施地域
③　離島振興法(昭和28年法律第72号)第２条に定める離島振興対策実施地域
④　長崎県過疎対策推進本部設置要綱第２条に定める過疎地域

（２）地域雇用促進応援
地域産業雇用創出チャレンジ支援事業【事業拡充支援】の補助の採択を受けた者</td></tr>
<tr><td>資金使途</td><td>運転資金、設備資金</td></tr>
<tr><td>融資限度額</td><td>５，０００万円</td></tr>
<tr><td>金　　利</td><td>融資対象（１）年２．１０％
融資対象（２）年１．８５％以内</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td>運転資金　７年以内（うち据置１年以内）
設備資金１０年以内（うち据置２年以内）</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>取扱金融機関の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>担保・保証人</td><td>取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>保　証　料</td><td>保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の９段階の中から設定する。　（融資額に対する年率）
<table>
<tr><td>カテゴリ</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr>
<tr><td>有担保</td><td>0.80%</td><td>0.70%</td><td>0.60%</td><td>0.50%</td><td>0.30%</td><td>0.25%</td><td>0.20%</td><td>0.10%</td><td>0.00%</td></tr>
<tr><td>無担保</td><td>0.90%</td><td>0.80%</td><td>0.70%</td><td>0.60%</td><td>0.40%</td><td>0.35%</td><td>0.30%</td><td>0.20%</td><td>0.05%</td></tr>
</table>
なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</td></tr>
</table>

項　　目	内　　容
申　込　方　法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法。 　ただし、融資対象（２）については、補助の採択を受けたことが分かる書類を添付する。
申　　込　　先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、 西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱ＵＦＪ銀行、 みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、 九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、 近畿産業信用組合、西海みずき信用組合

ウ　地方創生推進資金

項　　目	内　　容
融資目的	県内中小企業の前向きな取組を支援し、地方創生の推進に寄与することを目的とする。
融資対象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当するもの （１）宿泊事業者応援 宿泊業を営む者又は宿泊施設を所有する者で、県内観光産業の活性化に寄与する者として、経営革新等支援機関の指導を受けて事業計画書を策定した者 （２）Ｎぴか認証企業応援 長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度（Ｎぴか）の認証を受け、かつ、働きやすい職場づくりのための具体的な事業計画を策定し、計画の実行に取り組む者として県が認定した者 （３）ＳＤＧｓ登録企業応援 長崎県ＳＤＧｓ登録制度に登録し、かつ、ＳＤＧｓの実現に向けた具体的な事業計画を策定し、計画の実行に取り組む者として県が認定した者
資金使途	運転資金、設備資金 ただし、融資対象（１）の運転資金については、設備投資に伴い必要となる資金に限る。
融資限度額	５，０００万円 ただし、融資対象(１)については、２億８，０００万円
金利	融資対象（１）　１０年目まで年１．３０%、１１年目以降はその時点での経営安定資金(長期)の利率以内とする。 融資対象（２）、（３）　年１．６０%
融資期間	融資対象（１） ２０年以内又は耐用年数のいずれか短い期間（うち据置２年以内） 融資対象（２）、（３） 運転資金　７年以内（うち据置１年以内） 設備資金１０年以内（うち据置２年以内）
償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。
担保・保証人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。
保証料	年率０．２０%
申込方法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法 ただし、融資対象（１）については、経営革新等支援機関の指導を受けて策定した事業計画書を添付する。 融資対象（２）及び（３）については、別に定める県による認定書を添付する。

項　　目	内　　容
申　込　先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、 西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱ＵＦＪ銀行、 みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、 九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、 近畿産業信用組合、西海みずき信用組合
取扱期間	平成２８年４月１日から令和９年３月３１日の保証承諾分まで

エ　創業バックアップ資金

項　　目	内　　容
融資目的	商工会議所、商工会又は中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた経営革新等支援機関の創業支援と連携した、国の全国統一制度の対象である創業関連保証、スタートアップ創出促進保証制度に準じた融資制度で、県内における創業を積極的に推進する。
融資対象	県内において新たに創業しようとする者、又は創業後一定期間未満の者等で、次の各号の全てに該当する者 （１）次のいずれかに該当する者 創業関連保証に準じる場合は、次のいずれかに該当する者またはスタートアップ創出保証制度に準じる場合は、②、④から⑦のいずれかに該当する者 ①　事業を営んでいない個人であって、１月以内（強化法に規定する認定特定創業支援等事業（以下「認定特定創業支援等事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては、６月以内）に新たに事業を開始する具体的計画を有すること ②　事業を営んでいない個人であって、２月以内（認定特定創業支援事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては６月）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有すること ③　事業を営んでいない個人が、事業を開始した日以後５年未満であること ④　事業を営んでいない個人が、会社を設立した日以後の期間が５年未満であること ⑤　個人で創業し法人成りした会社であって、当該会社の創業者が③に該当していること ⑥　中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有すること ⑦　中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後５年を経過していないこと （２）スタートアップ創出保証制度に準じる場合を除き（１）①又は②に該当する場合は、次のいずれかに該当する者（法人の場合は代表者が次のいずれかに該当するもの） ①　商工会議所、商工会又は経営革新等支援機関の指導を受け事業計画書を策定した者で、商工会議所、商工会又は経営革新等支援機関の推薦を得た者 ②　開業業種と同一事業に３年以上従事した経験のある者 ③　特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）又は意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく設定登録を受けた者で、その技術を実用化するため新たに事業を開始しようとする者 ④　法律に基づく資格を有する者で、その資格を生かして新たに事業を開始しようとする者 （３）スタートアップ創出保証制度に準じる場合、保証申込受付時点で税務申告１期を終了していない創業者は、創業資金総額の１／１０以上の自己資金を有していること

<table>
<tr><td>項　　目</td><td>内　　容</td></tr>
<tr><td>融資対象</td><td>（４）県内に住所を有する者
（５）県税を完納している者（納期が到来している者に限る。）</td></tr>
<tr><td>資金使途</td><td>運転資金、設備資金</td></tr>
<tr><td>金　　利</td><td>年１．９５％</td></tr>
<tr><td>融資限度額</td><td>３，５００万円</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td>運転資金　７年以内（うち据置１年以内）
設備資金１０年以内（うち据置２年以内）
ただし、スタートアップ創出保証制度に準じる場合、据置期間は１年以内</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>取扱金融機関の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>担保・保証人</td><td>取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。
ただし、スタートアップ創出保証制度に準じる場合、不要。</td></tr>
<tr><td>保　証　料</td><td>年０．４０％
スタートアップ創出保証制度に準じる場合　年０．６０％
ただし、一般保証を利用する場合の保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の９段階の中から設定する。
（融資額に対する年率）
<table>
<tr><td>カテゴリ</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr>
<tr><td>有担保</td><td>1.40%</td><td>1.25%</td><td>1.05%</td><td>0.85%</td><td>0.65%</td><td>0.50%</td><td>0.30%</td><td>0.10%</td><td>0.00%</td></tr>
</table>
なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</td></tr>
<tr><td>金融機関の責務及び報告</td><td>スタートアップ創出保証制度に準じる場合、以下の金融機関の責務及び報告を必要とする。
（１）金融機関は、創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して原則３年目及び５年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者より「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」（以下「ガバナンスチェックシート」という。）の提出を受けるものとする。
（２）金融機関は、創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する４月又は１０月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを信用保証協会に提出するものとする。
なお、金融機関が提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。</td></tr>
</table>

項　　目	内　　容
申　込　方　法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法 ただし、融資対象（１）①又は②に該当する場合は、別に定める事業計画書を添付する。 スタートアップ創出保証制度に準じる場合、融資対象のいずれかに関わらず別に定める創業計画書を添付する。この場合、別に定める創業・再挑戦計画書は不要とする。 融資対象（２）①については別に定める推薦書を添付する。
申　　込　　先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、 西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱ＵＦＪ銀行、 みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、 九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、 長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合

オ　事業承継資金

項　　目	内　　容
融資目的	国の全国統一制度である事業承継特別保証制度、特定経営承継関連保証制度に準拠した資金などにより、県内中小企業の経営者の高齢化が進む中、事業承継段階を迎えた事業者の円滑な事業承継の実現に寄与することを目的とする。
融資対象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当するもの （１）５年以内に事業承継予定又は事業承継後５年以内の者で、次のいずれかに該当するもの ①　個人事業主から事業を承継した個人又は会社 ②　代表者の交代による経営の承継を行う会社 ③　事業承継のために設立された持株会社 ④　被承継者の事業の承継を行う個人又は会社 （２）信用保証協会の保証申込受付日から３年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人又は令和２年１月１日から令和７年３月３１日までに事業承継した法人であって、事業承継日から３年を経過していないもので、次の①から④までの要件全てを満たすもの ①　資産超過であること。 ②　ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率※が１０倍以内であること。 ※ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率 ＝（借入金＋社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費） ③　法人・個人の分離がなされていること。 ④　返済緩和している借入金がないこと。 （３）次の①から⑥までのいずれかに該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成２０年法律第３３号）第１２条第１項第１号イの規定による認定を受けた会社である中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）の代表者 ①　認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得する必要があること。 ②　認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。 ③　認定中小企業者の代表者が、株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。 ④　認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。 ⑤　認定中小企業者の代表者が遺留分侵害額の請求に基づき金銭を支払うこと。 ⑥　その他諸費用が生じたこと。
資金使途	運転資金、設備資金 ただし、融資対象（２）及び（３）は、保証協会の定めるところによる。
金　　利	年１．９５％

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>融資限度額</td><td>１億円
ただし、融資対象（３）における特別小口保険に係る保証の場合は、２，０００万円</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td>（１）融資対象（１）の場合
運転資金１０年以内（うち据置１年以内）
設備資金１５年以内（うち据置２年以内）
（２）融資対象（２）の場合
１０年以内（うち据置１年以内）
（３）融資対象（３）の場合
運転資金１０年以内（うち据置１年以内）
設備資金１５年以内（うち据置１年以内）</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>取扱金融機関の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>担保・保証人</td><td>取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>保　証　料</td><td>保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の９段階の中から設定する。
なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、下表の保証料率から所定の料率を割引く。ただし、融資対象（２）の場合のただし書の表を適用する場合は、割引の適用はない。
（１）融資対象（１）及び（３）の場合　（融資額に対する年率）
<table>
<tr><td>カテゴリ</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr>
<tr><td>有担保</td><td>1.12%</td><td>1.00%</td><td>0.84%</td><td>0.68%</td><td>0.52%</td><td>0.40%</td><td>0.24%</td><td>0.08%</td><td>0.00%</td></tr>
<tr><td>無担保</td><td>1.12%</td><td>1.00%</td><td>0.84%</td><td>0.68%</td><td>0.52%</td><td>0.40%</td><td>0.24%</td><td>0.08%</td><td>0.00%</td></tr>
</table>
ただし、融資対象（３）において特別小口保険を利用する場合は、年率０．２４％とする。
（２）融資対象（２）の場合　（融資額に対する年率）
<table>
<tr><td>カテゴリ</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr>
<tr><td>有担保</td><td>1.40%</td><td>1.25%</td><td>1.05%</td><td>0.85%</td><td>0.65%</td><td>0.50%</td><td>0.30%</td><td>0.10%</td><td>0.00%</td></tr>
<tr><td>無担保</td><td>1.50%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>0.95%</td><td>0.75%</td><td>0.60%</td><td>0.40%</td><td>0.20%</td><td>0.05%</td></tr>
</table>
ただし、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる支援を受け、かつ、保証協会が定める一定の要件を満たす場合は、下表の９段階の中から設定する。　（融資額に対する年率）
<table>
<tr><td>カテゴリ</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr>
<tr><td>有担保</td><td>0.75%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td><td>0.30%</td><td>0.20%</td><td>0.10%</td><td>0.00%</td><td>0.00%</td><td>0.00%</td></tr>
<tr><td>無担保</td><td>0.75%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td><td>0.30%</td><td>0.20%</td><td>0.10%</td><td>0.00%</td><td>0.00%</td><td>0.00%</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

項　　目	内　　容
申　込　方　法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法。 ただし、融資対象（２）に該当する場合は、別に定める事業承継計画書及び財務要件等確認書を添付する。 なお、融資対象（２）に該当し、ただし書の保証料率を適用する場合にあっては、併せて別に定めるガバナンス体制の整備に関するチェックシートを添付する。 また、融資対象（３）に該当する場合は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成２１年経済産業省令第２２号）の規定による都道府県知事の認定書の写し（申請書の写し及び認定申請に係る提出書類の写しを含む）を添付する。
申　　込　　先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、 西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱ＵＦＪ銀行、 みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、 九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、 長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合 ただし、融資対象（２）及び（３）については、保証協会を除く。